第15号

毎月1回1日発行
発行所
秋田県北秋田郡
森吉町役場
編集責任
総務課
森吉役場
TEL 米内沢 64番 44番

國民健康保険について

これだけは是非知つておいてもらいたい

＝前号町報でも國民健康法が改正になつたことをお知らせしましたが、本号でもお知せします。國民健康保険法改正と云うより新法が制定になり昭和三十四年一月一日より施行になり旧法が全部廃止になつたことです。そこで皆様に次に箇条書きしてある事項を必ずお知り置き願いたいことであります。＝

①二重加入が出来なくなつたこと

他の健康保険、例えば職場の健康保険とか、共済組合の保険に加入している人の扶養者（配偶者、満十八才以下及び満六十才以上の人）が該当します、但しその家族の中に扶養を受けていない人で他の健康保険に加入していない人は國民健康保険に加入しなければなりません。本町では一月一日以前に二重加入していた扶養者は当分の間これを認めることにしています。但し、一月一日以降新たに扶養者となつた者（出生及び転入等により）は、法により認められません。

②県内での診療の場合

県内の開業医又は、病院等であればどこでも保険診療が受けられることになりました但し（大曲市柿崎眼科。本荘市大橋内科。東由利村内山歯科は除かれております）県内の医師は前記三名以外は全部國民健康保険医として登録されておりますから、診療を受けるには皆様に交付してある保険証を忘れずに持参して下さい。その際は診療費は半額窓口にて支払いして下さい。残り半額は役場で直接医師へ支払いします。保険証を提示しないと全額医師に支払いせねばなりませんが、これは今迄の様に後から役場で半額支払いすることは出来なくなりましたから全額本人負担となりますので十分注意して下さい。

③県外での診療の場合

県外の開業医又は、病院等で診療を受ける場合は、前もつて役場の承認を得てからにして下さい。例えば弘前大学病院やその他県外の医師に役場の承認を得ないで診療を受けた場合は、真にやむを得ない事情と認めない限りこれ迄の様に役場から半額の医療費の支払いを受けられません。即ち前もつて承認を得ないで県外の医師にかゝつた場合は全額本人負担となりますからくれぐ／＼も意注して下さい

④医療費の給付は三年限りとなつたこと

これ迄は、長期療養者（例えば肺結核等長くかゝつていた人）は転帰（病気がなおるか死亡迄）迄保険がきいておりましたが、新法では満三年たつと打切られることになりました。但し本町では当分の間転帰迄認めております

⑤届出しなければならないこと

二重加入者以外の世帯であつてその家族内は他より（町外）転入したり他へ転出し又死亡したり出生した人があつた時は十日以内世帯主が印鑑及び皆様に交付してある保険証を持参の上役場へ届出なければなりません、又、世帯主が変つた場合とか世帯主の住所が変つた時も同様であります。但し就学の為東京とか、秋田とか町外へ行つた人の分は届出しなくともよいことになつております

⑥保険証の交付及び返還のこと

保険証を「破り」「よごし」「失つた」ときはたゞちに印鑑持参の上役場へ再交付申請し再交付を受けて下さい又失つた保険証を発見したときは、ただちに役場へ返還しなければなりません。他町村へ一世帯全部移転して行く場合も同様返還しなければなりません

＝お願い＝

昭和三十四年四月一日より保険証が新しく変りますから二重加入者以外の世帯でその家族の中に異動がある世帯は、今迄の保険証と印鑑持参の上役場係へ直ちに申込んで下さい。

×　町保険課より　×

昭和三十四年度
農村青年建設斑
実施について

国に於ては新農村建設の一環として農村青年の自主的な実践活動の充実発展をはかるため農村青年建設班事業の実施を計画したところであるが、現在此の青年建設班は全国的には百数拾ヶ所、本県では本荘市、十和田町、比内町、田沢湖町、六郷町、中仙町及森吉町の七ヶ町村の設置をみ予想以上の成果をあげてをります。

従て我が森吉町としては昭和三十三年度事業として昨年七月十日より十一月十日迄第一期とし本年一月二十六日より二月二十六日迄を第二期として実施したのであります。尚三十四年度事業としては六月頃より実施する予定であるから町内青年諸君はこぞつて参加して下さい。

森吉町青年建設班
実施要領

一、趣旨

農村青年建設班は将来郷土並に国又は海外に於て農業により自立しやろうとする青年に対し、主として公共事業は集団で従事させ、その作業に関係をもたせつゝ適切な知識技能の教育を行い自立のための素地を作ると共に長期に亘る共同生活を自治によつて運営せしめることにより、社会人として必要な人格識見の陶治をはかり健全な青年の助長に資せんとするものである

二、実施方針

1、青年の参加事業は主として公共事業である

2、事業従事により適切な労働賃金を支給する

3、青年に適切な一般教育技能教育及集団教育を施す

4、青年班の共同生活は働き且つ学ぶこと

三、実施要領

1、実施主　森吉町

2、応募資格　十八才以上二十五迄

3、編成　人員　二十五名

4、期間　三ヶ月

5、作業　土木、造林、農事その他

6、使用建物　一般集会場その他

7、欣事　自活により共同欣事とする、班員の食糧費は班員の労働賃金でまかなう

8、携行品　一般洗面具、寝具持参

9、学習　一般講議、実習討議教科書を支給する

10　終了者の措置　終了者に対し町長が終了証書を授与し、終了者中優秀な班員については希望により秋田県青年建設隊として推薦する。或は亦希望により海外務任等について優先措置する。

春さきの火災予防

今年になつてからの秋田県内火災発生件数約四十二件とされて居り当町の場合も二月二十五日の桐内沢、土佐徳之助さんの火災が入つていることこれらの原因を調べると放火を除いては殆んどが日常生活の不注意からとなつています。ことにこれから春の乾燥期をひかえて、ます／＼火災発生率が多くなる季節であるから各家庭では注意に注意を重ねて無火災町にして行きましょう

次に注意して下さい

▽ストーブやかまどの煙突はよく掃除し、こわれているところは直ちに修理すること

▽こたつ、あんかなどは外出の時に必ず取りはずして後始末をすること

▽取灰は必ず水をかけてよく消えてから処分すること

▽子供の火遊びには特に注意すること

▽火災は亂雑なところより発生します、常に家の内外を整理すること

保育所入所児童を募集しています

皆様の御子さんをすこやかに規律よく養育、保護する我が町の保育所では三十四年度の新規入所児童の募集を行つて居ります、早急に役場福祉係又は保育所に御申込下さい入所該当児童は左記の通りです。

募集人員　幼児、三才以上　七〇名

一、保護者が労働に従事しているか又は従事するために子供の保護養育に欠ける家庭

二、保護者が長期の病気であるか又は病人のため看護を要し子供の保護養育に欠ける家庭

三、子供の生活環境が著しく不良なる家庭

四、生活扶助家庭

五、母子家庭

六、要保護家庭

申込用紙は役場又は保育所で準備してあります

婦人週間

四月十日より一週間です

婦人の地位向上をはかることを目的として毎年全県的に婦人の最初の參政権行使の期日である四月十日に始まる一週間として特別運動を展開しています、今年も第十一回行事の一つとして全国婦人会議が東京、産経会館NHKホールで四月十二日十三日十四日～十五日に盛大に開催されることになつているので各婦人の方々はふるつて参加下さい左記にその趣旨と目標を記入する

一、趣旨

個人が自主的な意識と態度を確立することは個人の幸福ばかりでなく、家庭、職場、社会全般の進歩発展のために大切なことです

さらに近年は各種の集団の著しい発達に伴い集団における個人のあり方が民主々義の進展に重要な意味をもつものと考えられます

こゝに今回は集団との関係における個人の自主性をとりあげ、集団における個人の自由と責任を強調します。すなわち家族、近隣、職場、団体等らの集団の中において、婦人がその主体性を生かすと同時に、これからの集団の発展のために積極的に貢献し、もつて日本社会の進歩に役立つことを期待するものです

二、目標

婦人の自主性の確立

＝とくに集団との関係について＝

三、強調事項

集団における個人の自由と責任（スローガン　個人の自由と責任が集団をそだてる）

四、期間

昭和三十四年四月十日（金）～四月十六日（木）

五、主唱　労働者

六、協力を依頼する機関

関係官公庁、婦人団体労働団体、青年団体、國際機関、社会福祉団体、文化団体、経営者団体、報道機関、その他

七、実施事項

①第七回全國婦人会議（日本放送協会共催）

②地方婦人会議

③大会その他地方の実情に応じた行事

④資料の作成配布

⑤機関紙（誌）による周知徹底

⑥報道機関による広報活動

⑦その他

▽　△

たばこは町内でお求め下さい

皆様の御協力で着々成果が上つています

一月の成果を報告致します

課税標準額　二、六八〇、八〇〇円

税額（町収入）二九四、八八〇円です

御出勤のときも御出張のときも町内のたばこ店よりお求め下さい

未亡人会で母と子の会を開催

本年度中学校卒業の就職進学する学童を激励する意味合から前田地区未亡人会では三月十四日午前十一時より母と子の会を開催することになつている、この日は特に渡辺ひろし先生を迎い母子仲良く、おどりと映画で一日を楽しく過して社会に出る我が子の前途を祝することになつている

教育委員会定例会

森吉町教育委員会では、二月十六日前田支所に於て定例会を開催三十四年度教育予算並に学級編制又は小中教職員の定期人事異動について審議した

食生活改善と調理研究にのり出した前田婦人会!!

かねて計画中でありました食生活改善の調理講習会を前田婦人会で部落地区に実施、講師としては米内沢地区農業普及所山田令子女史をまねいて現在迄惣内、五味堀、神成小又、根森田、桂瀬、新屋布、阿仁前田等の各部落で実施されている

〰選挙の事前運動に〰注意しましよう〰

—きれいな選擧を行うために—

ことしは地方選挙の年といわれているように、四月二十三日には知事、県会議員の選挙が四月三十日には市町村長会議員の選挙がおこなわれます

選挙のはじまる前には必ずといつてよいほど選挙違反が続出し、有識者のまゆをひそめさせますが、選挙はあくまでも地方に住む人々のしあわせをはかるために行うもので、候補者の利益のためのものではないのですから「お互い自身のために行うものだ」ということをまず頭のなかに入れましよう。

選挙運動は、選挙の期日が〃告示〃されて候補者が立候補の届出をしたあとでなければできないことになつていますし、また立候補者の政策や政論を選挙民に知つてもらい、その選擇の機会をあたえるためのものですから、候補者から「頼む」とか「頼まれる」性質のものではありません。

それにもかかわらず、選挙が近ずいてくると巧妙な事前運動が色色な型で行なわれます。

いままでの例でみると

①花見にかこつけて一〇〇円会費で開き、五〇〇円相当のごち走をする。

②音楽会や芸能大会を開いて、そのなかに時局講演や國会報告などをふくめ、顔見せに利用する。

③婦人会や顔ききの人を旅行に招待しておいてあとで利用する。

④PTA婦人会などの会合に運動員をむけて候補予定者のことを話してあるく。

⑤村の有力者の家などを泊り歩いて、多すぎる宿泊料を置いてあるく

⑥道路や港をつくるなどと期成同盟会などの役にたたない団体をつくり利用する。

など違反になるものや合法、違反スレスレのものが多くなつています。

このように目的のはつきりしない会合や、突然の催しごとには特に注意して「公明選挙」を汚すことのないようにしましよう。

管内各学校の卒業式日程!!

就職進学と父兄並先生方が頭をなやまして、ようやく〜その方針もつき各学校共卒業式の日程が次の通り確定されました

各父兄の方々は当日是非御参加されるようお願い致します

◉卒業式

米内沢小	三月十九日
大野岱分	三月二十日
前田小	三月十九日
根森田分	三月二十日
浦田小	三月十九日
米内沢中	三月十六日
前田中	三月十五日
森吉小、中	三月十六日
桐内沢分	三月十九日
小滝分	三月十八日
湯ノ岱小中	三月十五日

建物共済に入りましよう

◉建物共済のあらまし

①加入の対象は農家の所有する建物。

②共済金額は建物の価格の範囲内で一棟当り五十万円まで加入できます。

③共済掛金は農業共済組合は営利団体でありませんから掛金が安い。（下表をごらん下さい）

④共済事故は火災、風水害、雪害、その他不可抗力による災害。

更新共済の場合は以上の事故の外に責任期間満了に伴う減価共済金額を補償します。

⑤事業の種類及共済責任期間は

（イ）損害共済
　短期共済一カ年
　定期予金共済

（ロ）更新共済
　五年、十年、十五年、二十年の四種類

◉くわしいことは農業共済組合へ

建物共済掛金一覧表

共済金額	損害共済		更新共済			
	短期	定期	5年	10年	15年	20年
1万円	円 75	円 1·400	円 1·758	円 815	円 515	円 372
5 〃	375	7·000	8·790	4·075	2·575	1·860
10 〃	750	14·000	17·580	8·150	5·150	3·720
15 〃	1·125	21·000	26·370	12·225	7·725	5·580
20 〃	1·500	28·000	35·160	16·300	10·300	7·440
25 〃	1·875	35·000	43·950	20·375	12·875	9·300
30 〃	2·250	42·000	52·740	24·450	15·450	11·160
35 〃	2·625	49·000	61·530	28·525	18·025	13·020
40 〃	3·000	56·000	70·320	32·600	20·600	14·880
45 〃	3·375	63·000	79·110	36·675	23·175	16·740
50 〃	3·750	70·000	87·900	40·750	25·750	18·600

◎この表の使い方（共済金額10万円の場合）

短期共済　にお入りの場合は、750円の掛金を掛けて責任期間は一カ年です。

定期予金共済　にお入りの場合は、14·000円を定期予金にしますと毎年その利子で掛金が掛けられ、解約のときは元金がそのまま戻つてきます。

更新共済　にお入りの場合は例えば、10年の契約をしますと毎年8·150円の掛金を掛けて10年目には、事故がなくとも減価共済金として10万円支払われます。

◎農業共済組合は営利事業でありませんから掛金は、一般の保険会社より二割以上も安く、全県農家は、どこでも同じ掛金率となつております。

町からのお知せ!!

準看護婦試験が行われます

準看護婦試験が三月二十三日、二十四日の二日間行われます。

県ではその受験生を募集中ですので希望者は三月十日まで近くの保健所へ願書を提出して下さい。なお県外居住者は秋田市中亀ノ丁一番地、秋田保健所へ提出して下さい。なお、受験願書の様式その他も近くの保健所でお知らせします。

測量士と測量士補の試験願書の受付が三月二日から行われます

測量士と測量士補の試験期が次とうり行われます

受験を希望する方は受付期限におくれないよう願書を出して下さい。試験の要領は次のとうりです。

▲受験資格＝年令、性別学歴を問いません。

▲願書の受付期間＝三月二日から三月二十五日まで

▲願書の提出先＝東京都目黒区七丁目一、〇〇〇番地建設省地理調査所

▲試験の日時＝測量試験＝五月二十三日（土）午後一時三十分から。測量士補＝五月二十四日（日）午後一時三十分から。

▲試験地＝秋田市（試験場は未定）

▲試験案内書および願書は、県土木部計画監理課または各土木事業所に備えてあります。

経済的であつた今年の年祝も!!

公民舘主催で毎年実施されている前田地区の年祝三十三才、四十二才、六十二才の合同祈願が今年も盛大に挙行され八幡神社で合同祈願を終い中学校に於て合同祝賀会を開催その経費一人当り五百円也で、もつとも簡単で、経済的なこの年祝は前田地区と言はず米内沢地区でも実施して願はくば、祝〜〜年の方々が全員参加されるよう希望してをります。

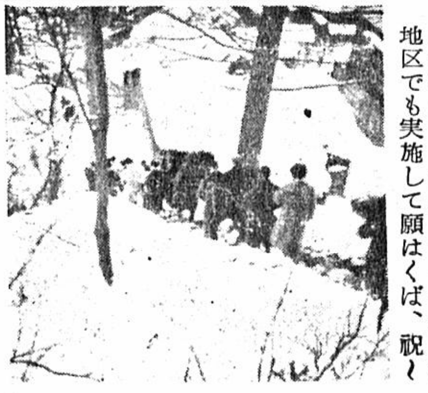

写真下＝簡素に祝する年祝のみなさん

写真上＝祈願を終え八幡神社階段を下りて祝賀会場にむかう年祝のみなさん

あん摩師、はり師試験が行われます

あん摩師、はり師、きゅう師の試験が次の要領で行われます。受験希望者は三月十日までに近くの保健所へ申込んで下さい。

▲受験資格
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第二条第一項に規定する文部大臣の認定した学校または厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者

▲試験の期日および場所

（1）期日
学科試験＝昭和三十四年三月十九日（木）午前九時
実地試験＝昭和三十四年三月二十日（金）午前九時

（2）場所
秋田県立盲学校（秋田市長野下新町未南町）

火災のお知せ!!

二月二十五日午後十一時頃当町桐内沢部落、農業七佐恵之助さん（六〇）

同家、一三二平方メートル（約四十坪）を全焼致しました原因は、ねこをゆわいた、ぬのきれに火がついて大事に至つたもので、損害約百五拾万円とされている、このようにして少しのゆだんから一夜の中に総てを失うことになりますから町民の皆様に於てはくれぐれも火の元に御注意下さい

尚当町としての昨年度（三十三年度）の火災として記録されているのは五月十六日の町栄製材全焼です

○火事は消すより出さぬがかんじん

× ×

管内小中校長会議!!

春の種々行事を審議する為二月二十一日、各小中学校長会議が前田支所に於て開催、左の案件を審議した

案件

1、定期異動人事について
2、三十四年度新たに牛乳給食実施希望調について
3、新年度入学式日程について
4、自転車、通勤手当について
5、三十四年度國庫負担法教材費による事業計画について
6、三十四年度修業卒業式の日程について
7、教科課程の移行措置について

× ×

少年少女の家出の原因は

家庭不和が壓倒的

最近少年少女の家出が殖えております

三月は又卒業、進学、就職という希望の月である反面、これに伴う悩みあるいは新しい環境に対する不安動揺などからつい家出という無分別な行動に走りやすい

そして家出の動機は「都会にあこがれ」が全体の六〇%を占めているがこの背後にあるものは「家」そのものに対する不満である

就職に失敗、入試に破れた少年少女の心には家族の温いいたわりが必要である

もう一度家庭内を見廻して小さな悩みを愛情で救つてやりましよう

× ×

米内沢警察署

所得税の確定申告書期限が変更になりました

従来所得税の確定申告期限は三月十五日でありましたが、今年は丁度この日が日曜日にあたりますのでこのたび「昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案」の施行によりまして、今年に限り、確定申告期限は三月十六日で変更されました

本城線擴巾工事入札する

新市町村建設事業としてかねて計画中の本城線道路拡巾工事を公入札に実施することになり三月二日午后一時より業者十四名参集競争入札の結果米内沢北林照作氏に百参拾万円で落札した

竣工は三月三十一日までとされている

× ×